

研修プログラム整備基準の新旧対照表 (要点)

2022/04/22

公益社団法人 日本皮膚科学会

新	旧	備考
<p>5.2. 専門研修連携施設の認定基準                      専門研修連携施設は、以下の要件を満たすこと                      1) 研修基幹施設の皮膚科研修プログラムのもとで、「研修内容」履修の補助が可能で、皮膚科を標榜する施設                      &lt;中略&gt;                      8) 開設前の施設は、研修連携施設として申請できないので注意すること。開設後、<u>最低3か月</u>の診療実績を積んでから申請すること。<u>なお、申請の際には3か月の診療実績を1年間に換算し本項目に示す研修連携施設の要件を満たしている必要がある。</u></p> <p>5.11. 専門研修の研修期間                      1) 研修期間は5年間以上とする。研修プログラムにより研修を開始した日をもって研修開始日とする。                      &lt;中略&gt;  <u>5) 非シーリング地域の研修基幹施設に所属する専攻医は、シーリング地域に属する研修連携施設（準連携施設含む）での研修期間の上限を2年間とする。ただし、義務年限を有する医科大学卒業生（自治医科大学、産業医科大学等）、地域医療従事者（地域枠医師等）及び臨床研究医コースで採用された専攻医は対象外とする。なお、シーリング地域とは当該専攻医が採用された年度で設定されている地域とする。</u>  <u>6) 上記運用については、カリキュラム制で研修を行う専攻医も同様の扱いとする。</u></p> <p>5.12. 専門研修の休止・<del>中断</del>、プログラム移動、プログラム外研修の条件…                      1) 研修期間中に産休、育休により研修を休止している期間は半年間まで研修期間として算定できる。当然のことながらこの場合でも研修修了要件を全て満たすことが必要である。<u>な</u></p>	<p>5.2. 専門研修連携施設の認定基準                      専門研修連携施設は、以下の要件を満たすこと                      1) 研修基幹施設の皮膚科研修プログラムのもとで、「研修内容」履修の補助が可能で、皮膚科を標榜する施設                      &lt;中略&gt;                      8) 開設前の施設は、研修連携施設として申請できないので注意すること。開設後、<u>目安として約6か月以上の診療実績を積んでから申請すること。</u></p> <p>5.11. 専門研修の研修期間                      1) 研修期間は5年間以上とする。研修プログラムにより研修を開始した日をもって研修開始日とする。                      &lt;中略&gt;</p> <p>5.12. 専門研修の休止・中断、プログラム移動、プログラム外研修の条件…                      1) 研修期間中に産休、育休により研修を休止している期間は半年間まで研修期間として算定できる。当然のことながらこの場合でも研修修了要件を全て満たすことが必要である。留</p>	<p><u>1年未満の実績で申請する場合の補足を追記</u></p> <p><u>皮膚科独自のシーリング対策</u></p>

新	旧	備考
<p><u>お、研修期間として算定可能な期間には研修基幹施設及び研修連携施設での必須研修期間としては算定されない</u>ので、注意すること。<u>研修基幹施設での1年間の必須研修期間や研修連携施設での1年間または3か月以上の必須研修期間は上記期間を含まずに満たす必要がある。</u>留学、退職、休職等により研修を休止している期間は研修期間に含まれない。これにより、5年の研修期間を満たさない場合、研修期間を延長する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p><u>6) 研修休止をする場合、1回の申請につき最長2年までとし、以後は1年おきに再申請、審議にかかることとする。研修休止の上限は5年であり、休止前の研修期間、症例経験、学術単位、講習会単位は全て保存される。ただし、上限を超えて休止した場合及び退職した場合には自動的にプログラム辞退となる。その際、休止前の学術単位は保存されるが、研修期間、経験症例、講習会単位は無効となる。</u></p> <p><b>9. 3. 専門医受験申請</b>  専門医受験申請は、受験申請受付を7月中、試験実施を12月上旬に行う。書類等の詳細は日本皮膚科学会雑誌及び日本皮膚科学会ホームページに公開されている「皮膚科専門医資格認定資格認定試験受験申請についての手引き」にて確認すること。  また、専門研修修了後から専門医認定試験に合格するまでの期間は、原則として5年間、再受験回数は5回までとする。すなわち、専門研修を修了した専攻医は原則として5年以内に専門医認定試験に合格しなければならない。やむを得ない事情（国内外の研究留学，病気療養，妊娠，出産，育児など）のため、5年以内に再受験ができない場合、所定の申請書及び理由書を提出し、担当委員会の承認が得られた場</p>	<p>学、退職、休職等により研修を休止している期間は研修期間に含まれない。これにより、5年の研修期間を満たさない場合、研修期間を延長する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>9. 3. 専門医受験申請</p>	<p>半年間の算定期間には基幹施設の必須研修などは含まないことを明言</p> <p><u>休止に関する条件等追記</u></p> <p><u>受験に関する規定を追記</u></p>

新	旧	備考
<p>合、受験できる期間を延長することができる。 しかし、その場合でも再受験回数は5回を超えることはできない。</p> <p>12. 研修カリキュラム制による研修と概要</p> <p>12. 1. 研修カリキュラム制の概要と目的 &lt;中略&gt;</p> <p>①義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者（地域枠医師等）</p> <p>②出産、育児、介護、療養等のライフイベントにより、休職・離職を選択する者</p> <p>③海外、国内留学する者</p> <p>④他科基本領域の専門研修を修了してから皮膚科領域の専門研修を開始・再開する者</p> <p>⑤<u>臨床研究医コースの者</u></p> <p>⑥<u>その他日本皮膚科学会と日本専門医機構が認めた合理的な理由のある場合（パワハラ等を受けた等）</u></p> <p>12. 2. 研修カリキュラム制の研修開始手続き</p> <p>1) カリキュラム制による研修を希望する専攻医は、<u>日本専門医機構の「カリキュラム制(単位制)による研修」として、新規登録する。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>12. 4. 研修カリキュラム制の研修単位の考え方</p> <p>カリキュラム制においては研修期間を単位として次のように算出する。</p> <p>1) 基本単位</p> <p>①「フルタイム」で「1ヶ月間」の研修を1単位とする。</p> <p>2)「フルタイム」の定義</p> <p>①週31時間以上の勤務時間を<u>正規</u>職員として所属している「基幹施設」または「連携施設等」での業務に従事すること。「外勤」、「パート」はこの勤務時間には含まない。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>12. 研修カリキュラム制による研修と概要</p> <p>12. 1. 研修カリキュラム制の概要と目的 &lt;中略&gt;</p> <p>①義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者（地域枠医師等）</p> <p>②出産、育児、介護、療養等のライフイベントにより、休職・離職を選択する者</p> <p>③海外、国内留学する者</p> <p>④他科基本領域の専門研修を修了してから皮膚科領域の専門研修を開始・再開する者</p> <p>⑤<u>その他日本皮膚科学会と日本専門医機構が認めた合理的な理由のある場合（パワハラ等を受けた等）</u></p> <p>12. 2. 研修カリキュラム制の研修開始手続き</p> <p>1) カリキュラム制による研修を希望する専攻医は、<u>「皮膚科専門医新規登録カリキュラム制(単位制)による研修開始の理由書」を、日本皮膚科学会に申請する。</u></p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>12. 4. 研修カリキュラム制の研修単位の考え方</p> <p>カリキュラム制においては研修期間を単位として次のように算出する。</p> <p>1) 基本単位</p> <p>①「フルタイム」で「1ヶ月間」の研修を1単位とする。</p> <p>2)「フルタイム」の定義</p> <p>①週31時間以上の勤務時間を<u>正規</u>職員として所属している「基幹施設」または「連携施設等」での業務に従事すること。「外勤」、「パート」はこの勤務時間には含まない。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p><u>研究医コース</u> <u>を追加</u></p> <p><u>登録方法</u> <u>の修正</u></p> <p>「正規」 を削除。 以下、同</p>

新	旧	備考
<p>5) <u>正規</u>職員として所属している「基幹施設」または「連携施設等」での日直・宿直勤務における研修期間の算出</p> <p>① 原則として、勤務している時間として算出しない。</p> <p>(1) 診療実績としては認められる。</p> <p>6) <u>正規</u>職員として所属している「基幹施設」または「連携施設等」以外での日勤・日直(アルバイト)・宿直(アルバイト)勤務における研修期間の算出</p> <p>① 原則として、研修期間として算出しない。</p> <p>(1) 診療実績としても認められない。</p> <p>7) 産休・育休の期間は<u>プログラム制同様の期間を研修期間として算定できる。詳細は 5.12.「専門研修の休止、プログラム移動、プログラム外研修の条件…」を確認すること。</u></p>	<p>5) <u>正規</u>職員として所属している「基幹施設」または「連携施設等」での日直・宿直勤務における研修期間の算出</p> <p>① 原則として、勤務している時間として算出しない。</p> <p>(1) 診療実績としては認められる。</p> <p>6) <u>正規</u>職員として所属している「基幹施設」または「連携施設等」以外での日勤・日直(アルバイト)・宿直(アルバイト)勤務における研修期間の算出</p> <p>① 原則として、研修期間として算出しない。</p> <p>(1) 診療実績としても認められない。</p> <p>7) <u>産休・育休、病欠、留学の期間は研修期間として算出しない。</u></p>	<p>プログラム制同様研修期間として認める。</p>
<p>12. 7. プログラム制からカリキュラム制への移行 &lt;中略&gt;</p>	<p>12. 7. プログラム制からカリキュラム制への移行 &lt;中略&gt;</p>	<p>年度途中でも可</p>
<p>5) プログラム制における研修期間はカリキュラム制への移行後においても認められる。ただし、関連他科での研修期間はカリキュラム制への移行後においては認められない。<u>なお、日本皮膚科学会及び日本専門医機構の審査・手続きが終了した後、移行時期も含めて専攻医本人に通知する。</u></p>	<p>5) プログラム制における研修期間はカリキュラム制への移行後においても認められる。ただし、関連他科での研修期間はカリキュラム制への移行後においては認められない。<u>なお、研修制の移行にあたっては年度(4月1日)をもって行うものとする。</u></p>	<p>臨床研究医コースの専攻医に対する概要の案内</p>
<p>12. 8. カリキュラム制からプログラム制への移行 原則として認めない。</p> <p><u>12. 9. 臨床研究医枠で採用された者について</u> <u>臨床研究医枠で採用された者は、専門医機構が示す「臨床研究医コース整備指針」に則り研修を行う。</u></p>	<p>12. 8. カリキュラム制からプログラム制への移行 原則として認めない。</p>	